

区民の生活のニーズに関する調査

<<<<<< 記入上のお願い >>>>>>

- 必要に応じて、お子さんとご相談しながらご回答ください。
- この調査票には、名前を書かないでください。
- 回答は、この調査票に直接書いてください。
- 回答は、あてはまる番号に○印をつけてください。
- 質問によっては、一部の方のみに回答していただくものもあります。
- 回答が「その他」になる場合は、()内にその内容を書いてください。
- 回答したくない質問は答えずに、次の質問に進んでください。

◇ ふりがなつき調査票もあります ◇

ふりがなつき調査票をお求めの場合は郵送しますので、お問い合わせください。

◇ 問合せ先 ◇

福祉部 障害者福祉課 福祉推進係 電話 03-5273-4516、ファクス 03-3209-3441

新宿区 区民意見システム <https://www.faq.city.shinjuku.lg.jp/OpinionInput/>

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所2階

(土曜・日曜・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

◇ 返送期限について ◇

令和〇年〇〇月〇日(〇)まで

同封の「返信用封筒」に、回答を書き入れたこの調査票を入れて、
ポストに投函してください。 切手を貼る必要はありません。

インターネットを使って回答することもできます

スマートフォン・タブレット等で回答する場合は、右の二次元コードを読み取ってください。パソコンで回答する場合は、次のURLを入力し、右下のIDとパスワードを入力してください。



URL : **〇〇(サイト完成後に入力)**

ID	1234
パスワード	abcd

※インターネット回答の詳しい説明は裏面にあります。

インターネット回答の説明

1. 二次元コードを読み取って、アンケート回答フォームにアクセスしてください。
2. この調査票の表紙に記載された ID(数字)とパスワード(小文字)を入力して、「ログイン」ボタンを押して、回答画面に進んでください。
3. 上から順に回答を進め、ページの一番下の「次へ」ボタンを押して、次のページに進んでください。
4. 回答を途中で保存する際は、「一時保存」ボタンを押してください。ログイン画面から再度同じ ID とパスワードを入力しても、一時保存後の状態から再開できます。
5. 最後のページまで回答したら、「確認」ボタンを押してください。回答内容の確認ができます。回答内容を修正したい場合は、「戻る」ボタンを押してください。
6. 回答内容に問題がなければ、「回答する」を押してください。同じ ID とパスワードでログインしていただければ、期限内なら回答を何度でも変更することができます。郵送による回答は必要ありません。

◇ インターネット回答に関する問合せ先 ◇

株式会社 住宅・都市問題研究所 電話：03-6276-7155 ファクス：03-6276-7154

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 3-20-1 トライビル(平日、午前 10 時から午後6時まで)

- 郵送とインターネットはいずれかを選択いただくものであり、両方回答することはできません。
- この調査は無記名により実施し、ご回答いただいた内容については統計的な処理をするため、回答者が特定されることはありません。
- 二次元コードと ID・パスワードは、対象者名簿と紐づけない状態で紙アンケート調査票にランダムに貼り付けており、個人を特定するためのものではありません。
- ID・パスワードは、「郵送回答とインターネット回答の重複確認」と「回答ページへの再ログイン」のためにのみ使用するものです。
- スマートフォン以外の携帯電話については、機種によっては回答できない場合がありますのでご了承ください。また、インターネットエクスプローラー等の一部のブラウザでは正しく表示されない場合がありますので、ご了承ください。
- 通信サービスの接続料金は回答される方の負担となりますのでご了承ください。

2 障害や健康の状況について

問5 お子さんが持っている手帳や医療券などの種類をお聞きします。手帳をお持ちの方は、等級・程度もご記入ください。また、自立支援医療や難病医療の給付を受けていたり、発達障害、高次脳機能障害などの診断を受けている方は、あてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

1 身体障害者手帳 (級) →1に○をつけた方は問6へ

2 愛の手帳 (度)

3 精神障害者保健福祉手帳 (級)

4 自立支援医療(精神通院医療)の給付

5 発達障害 ※下記選択肢の中からあてはまる診断名に○を

① 自閉スペクトラム症(ASD)

③ 学習障害(LD)

② 注意欠如・多動症(ADHD)

④ 発達性協調運動障害

6 高次脳機能障害

7 難病医療の給付(病名:)

(診断を受けてからの期間: 年 か月)

8 これらの手帳等は持ってないし、診断も受けていない

→8に○をつけた方は問7へ

→1と8に○をつけなかった方は問8へ

問6 問5で「1 身体障害者手帳」と回答された方にお聞きします。どのような障害がありますか。(○はいくつでも)

1 肢体不自由(上肢・下肢・体幹等)

2 音声・言語・そしゃく機能障害

3 視覚障害

4 聴覚・平衡機能障害

5 内部障害(心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能、肝臓)

→問8へ進んでください。

問7 問5で「8 これらの手帳等は持ってないし、診断も受けていない」と回答された方にお聞きします。

お子さんの発達の特徴として心配なことはありますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 言葉が遅れている | 7 不器用なところがある |
| 2 落ち着きがない | 8 かんしゃくが強い |
| 3 こだわりが強い | 9 なんとなく他の子と違うと感じる |
| 4 コミュニケーションが苦手 | 10 その他 |
| 5 感覚の問題(感覚過敏、感覚鈍麻) | () |
| 6 発達に偏りがある | 11 あてはまるものはない |

ここからは全ての方にお聞きします。

問8 お子さんの障害や心身の不調・特性について、初めてわかったのは、どのようなときでしたか。(〇はひとつ)

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1 生まれてまもなく知らされた | 6 保育園、子ども園、幼稚園の先生が気付いた |
| 2 家族や周りの人が気付いた | 7 学校の先生が気付いた |
| 3 乳幼児健診で知らされた | 8 その他 |
| 4 育児相談などで知らされた | () |
| 5 医療機関で診察したときに知らされた | 9 わからない |

問9 お子さんは日常的に必要なとしている医療的ケアがありますか。

(〇はいくつでも)

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1 人工呼吸器 | 9 皮下注射 |
| 2 気管切開の管理(ガーゼ交換等) | 10 血糖測定 |
| 3 鼻咽頭エアウェイの管理 | 11 継続的な透析 |
| 4 酸素療法 | 12 導尿 |
| 5 吸引 | 13 排便管理 |
| 6 ネブライザーの管理 | 14 痙攣時の対応(座薬、吸引、酸素投与等) |
| 7 経管栄養 | 15 特に必要としていない |
| 8 中心静脈カテーテルの管理 | |

問 13 毎日の生活の中で介助や支援が必要な方にお聞きします。お子さんを介助・支援する立場から、どのような悩みや不安を抱えていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 介助してくれる人が足りない | 11 睡眠が不足している |
| 2 何かあった時に介助を頼める人がいない | 12 精神的な負担が大きい |
| 3 他の家族の協力が少ない | 13 経済的な負担が大きい |
| 4 仕事に出られない | 14 周囲の人や職場などの理解がない |
| 5 長期的な外出ができない | 15 子どもの特性による育てにくさを感じる |
| 6 介助や支援の方法がわからない | 16 きょうだい児の世話が十分にできない |
| 7 休養やくつろぐ時間がない | |
| 8 身体的な負担が大きい | 17 その他 |
| 9 健康について不安がある | () |
| 10 体調不良でも病院に行く時間がない | 18 特に悩みや不安はない |

→16に○をつけた方は問 14 へ

→16以外に○をつけた方は問 15 へ

問 14 問13で「きょうだい児の世話が十分にできない」と回答した方にお聞きします。具体的にどのような悩みや不安を抱えていますか。(○はいくつでも)

- 1 きょうだい児と過ごす時間が十分につくれない
- 2 きょうだい児に障害のあるお子さんの世話をさせることがある
- 3 きょうだい児が親に代わって家事をすることがある
- 4 きょうだい児に日頃から我慢させていると感じる
- 5 きょうだい児の相談に十分乗ってあげられない
- 6 その他 ()

3 相談や福祉の情報について

問 15 お子さんが、日常生活で困っていることがありますか。(〇はいくつでも)
(お子さんの思いをご回答ください)

- 1 健康状態に不安がある
- 2 障害のため、身の回りのことが十分できない
- 3 親の健康が心配である
- 4 外出が大変である
- 5 住まいに不便を感じている
- 6 災害時の避難に不安がある
- 7 緊急時の対応に不安がある
- 8 学校などの先生とうまくいかない
- 9 友だちとの関係がうまくいかない
- 10 障害や病気に対する周りの理解がない
- 11 困ったとき相談する相手がいない
- 12 病気や障害を理解した上で診てもらえる診療所が近くにない
- 13 生活にお金がかかることに不安がある
- 14 将来に不安を感じる
- 15 その他 ()
- 16 特にない

問 16 お子さんやご家族の方が困ったときに相談する相手は誰ですか。

(〇はいくつでも)

- | | |
|------------------------------------|------------------------------------|
| 1 家族や親族 | 22 新宿区社会福祉協議会 |
| 2 友人・知人・近所の人 | 23 東京都児童相談センター |
| 3 学校の教員 | 24 インターネット等の情報
(メール相談、SNS 等を含む) |
| 4 保育園・子ども園・幼稚園 の先生 | 25 その他 |
| 5 民生委員・児童委員 | () |
| 6 障害等の当事者会や家族の会 | 26 相談する相手はいない |
| 7 身体障害者相談員・知的障害者相談員 | |
| 8 障害児支援利用計画を作成した
相談支援専門員 | |
| 9 ヘルパー等福祉従事者 | |
| 10ペアレントメンター
(相談の研修を受けた障害児等の保護者) | |
| 11 スクールカウンセラー | |
| 12 医療機関等の関係者 (医師・看護師・ソーシャルワーカー) | |
| 13 障害者福祉課の窓口 | |
| 14 障害者福祉課以外の区の窓口 | |
| 15 保健センター | |
| 16 子ども総合センター (児童発達支援センターあいあい) | |
| 17 子ども総合センター (総合相談係) | |
| 18 子ども総合センター以外の児童発達支援などの療育機関 | |
| 19 子ども家庭支援センター | |
| 20 教育委員会・教育センター | |
| 21 地域生活支援拠点 (*) | |



*地域生活支援拠点とは

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような支援を提供できる仕組み。新宿区には基幹相談支援センター (障害者福祉課内) のほか、障害者福祉センター (身体障害)、シャロームみなみ風 (知的障害)、障害者生活支援センター (精神障害) の3つの拠点があります。

また、令和7年度中に、中落合一丁目区有地を活用した民設民営のグループホーム等施設が開設し、こちらも地域生活支援拠点となる予定です。

問 17 区役所などに気軽に相談するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1 電話やファクスでの相談 | 9 障害者(児)や家族など同じ立場の人による相談 |
| 2 電子メールでの相談 | 10 どんな相談にも対応できる総合窓口 |
| 3 スマートフォンによるアプリやSNSでの相談 | 11 相談窓口に関する情報提供 |
| 4 自宅での訪問による相談 | 12 プライバシーの遵守 |
| 5 休日や夜間の相談 | 13 その他 |
| 6 専門性の高い相談 | () |
| 7 身近な地域での相談 | 14 特にない |
| 8 定期的な相談 | |

問 18 障害などに関する知識や福祉に関する情報を、主にどこから得ていますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|--|--------------------|
| 1 区の広報紙 | 10 医療機関 |
| 2 区のホームページ | 11 学校の先生 |
| 3 区の窓口 | 12 保育園・子ども園・幼稚園の先生 |
| 4 保健センター | 13 児童発達支援などの療育機関 |
| 5 テレビ・ラジオ | 14 相談支援専門員 |
| 6 インターネット(ホームページやブログの閲覧など) | 15 その他 |
| 7 SNS(Facebook、X、Instagram、YouTube など) | () |
| 8 新聞・書籍 | 16 知る方法がわからない |
| 9 障害等の当事者会や家族の会 | |

4 教育・保育について

問 19 お子さんが通園・通学などを行っているところをお聞きします。

(あてはまるものに○)

A 小学校入学前

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------|
| 1 保育園 | 5 子ども総合センター以外の児童発達支援などの療育機関 |
| 2 子ども園 | 6 その他 () |
| 3 幼稚園 | 7 通園・通所はしていない |
| 4 子ども総合センター
(児童発達支援センターあいあい) | |

→Aにあてはまる方は問 20、21、23～25 をお答えください

B 小中学校等に在学中

- 8 小学校の通常の学級
- 9 小学校のまなびの教室 (特別支援教室)
- 10 小学校の特別支援学級
- 11 特別支援学校の小学部
- 12 中学校の通常の学級
- 13 中学校のまなびの教室 (特別支援教室)
- 14 中学校の特別支援学級
- 15 特別支援学校の中学部

→Bにあてはまる方は問 22～25 をお答えください

C 高等学校等に在学中

- 16 高等学校 (定時制・通信制を含む)
- 17 特別支援学校の高等部
- 18 その他の学校 ()

→Cにあてはまる方は問 22～24、26 をお答えください

D 義務教育終了後、通学はしていない

19 義務教育終了後、通学はしていない

具体的には何をしていますか。

()

→Dにあてはまる方は問 27 へ

問 20 問 19 で「A 小学校入学前(1～7)」と回答した方にお聞きします。

通園生活や今後の進路等で困っていることや心配していることはありますか。(○はいくつでも)

- 1 通園の送迎が大変
- 2 周囲の子どもとの関係が心配
- 3 いじめについて心配
- 4 園の先生の指導の仕方が心配
- 5 本人の成長が心配
- 6 今後の進路について迷っている
- 7 子どもの将来に不安がある
- 8 保育や教育・療育に関する情報が少ない
- 9 療育・リハビリテーションの機会が少ない
- 10 費用など経済的な負担が大きい
- 11 その他 ()
- 12 特に困っていることや心配はない

問 21 問 19 で「A 小学校入学前(1～7)」と回答した方にお聞きします。

小学校はどの教育機関を希望しますか。(○はひとつ)

- 1 小学校の通常の学級
- 2 小学校の通常の学級とまなびの教室(特別支援教室)
- 3 小学校の特別支援学級
- 4 特別支援学校の小学部
- 5 わからない

→問 23 へ進んでください。

問 22 問 19 で「B 小中学校等に在学中(8～15)」または「C 高等学校等に在学中(16～18)」と回答した方にお聞きします。

通学生活等で困っていることや心配していることはありますか。

(○はいくつでも)

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1 通学の送迎が大変 | 8 教育や療育に関する情報が少ない |
| 2 周囲の子どもとの関係が心配 | 9 療育・リハビリテーションの機会が少ない |
| 3 いじめについて心配 | 10 費用など経済的な負担が大きい |
| 4 先生の指導の仕方が心配 | 11 その他 |
| 5 本人の成長が心配 | () |
| 6 今後の進路について迷っている | 12 特に困っていることや心配はない |
| 7 子どもの将来に不安がある | |

問 23 問 19 で「A 小学校入学前(1～7)」、「B 小中学校等に在学中(8～15)」または「C 高等学校等に在学中(16～18)」と回答した方にお聞きします。

放課後や長期休校中など、幼稚園や保育園、子ども園、学校等にいる以外の時間は、お子さんはどのように過ごしていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|----------------|--------------------------|
| 1 家族といる | 7 タイムケア事業を利用する |
| 2 友人、知人といる | 8 ショートステイを利用する |
| 3 一人にいる | 9 児童発達支援、放課後等デイサービスを利用する |
| 4 ヘルパーなどと外出する | 10 習い事や塾へ行く |
| 5 学童クラブへ行く | 11 その他 |
| 6 放課後子どもひろばに行く | () |
| | 12 特に何もしていない |

問 24 問 19 で「A 小学校入学前(1～7)」、「B 小中学校等に在学中(8～15)」または「C 高等学校等に在学中(16～18)」と回答した方にお聞きします。

放課後や長期休校中など、幼稚園や保育園、子ども園、学校等にいる以外の時間は、お子さんがどのように過ごすことを希望していますか。

(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| 1 地域の同世代の子どもと遊ばせたい | 6 ショートステイを利用したい |
| 2 学童クラブを利用したい | 7 児童発達支援、放課後等デイサービス
を利用したい |
| 3 放課後子どもひろばを利用したい | 8 その他 |
| 4 習い事や塾に行かせたい | () |
| 5 タイムケア事業を利用したい | 9 特にない |

問 25 問 19 で「A 小学校入学前(1～7)」または「B 小中学校等に在学中(8～15)」と回答した方にお聞きします。

中学校(中学部)卒業後はどのような進路を希望しますか。

(○はひとつ)

- | | |
|-----------------------|---------|
| 1 高等学校(定時制・通信制を含む)に通う | 5 仕事をする |
| 2 特別支援学校の高等部に通う | 6 その他 |
| 3 専門学校・専修学校に通う | () |
| 4 障害者向けの日中活動に通う | 7 わからない |

→問 27 へ進んでください。

問 26 問 19 で「C 高等学校等に在学中(16~18)」と回答した方にお聞きします。

高等学校（高等部）卒業後の日中の過ごし方は、どのようにしたいと思えますか。（〇はいくつでも）

※ この設問では、「お子さんの希望」と「保護者の方の希望」をそれぞれ伺います。

お子さんの希望

- 1 大学や短期大学へ通う
- 2 専門学校や専修学校へ通う
- 3 職業訓練学校へ通う
- 4 企業等へ就職する（パート、アルバイト等を含む一般就労）
- 5 自分で仕事をする（自営業（フリーランス）など）
- 6 就労移行支援や就労継続支援の事業所へ通う（福祉作業所、わーくすここ・からなど）
- 7 自立訓練（生活訓練・機能訓練）事業所へ通う
（障害者生活支援センターなど）
- 8 生活介護事業所へ通う（あゆみの家、生活実習所ぽれぽれ福祉園など）
- 9 その他（）
- 10 わからない

.....●

保護者の方の希望

- 1 大学や短期大学へ通う
- 2 専門学校や専修学校へ通う
- 3 職業訓練学校へ通う
- 4 企業等へ就職する（パート、アルバイト等を含む一般就労）
- 5 自分で仕事をする（自営業（フリーランス）など）
- 6 就労移行支援や就労継続支援の事業所へ通う（福祉作業所、わーくすここ・からなど）
- 7 自立訓練（生活訓練・機能訓練）事業所へ通う
（障害者生活支援センターなど）
- 8 生活介護事業所へ通う（あゆみの家、生活実習所ぽれぽれ福祉園など）
- 9 その他（）
- 10 わからない

と
問29

お子さんが、スポーツや運動(気晴らしや健康づくりのためのウォーキング・散歩、ひとつ手前の駅で降車して歩くこと、エレベーターを使わない階段移動、体を動かすレジャー、レクリエーションなどの身体活動を伴うもの等を含む。)をする頻度はどの程度ですか。(○は1つ)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 ほぼ毎日 | 5 月1~3回程度 |
| 2 週3~5回程度 | 6 年数回程度 |
| 3 週2回程度 | 7 行っていない |
| 4 週1回程度 | |

6 福祉サービスについて

問30 お子さんは、次のようなサービスを利用していますか。また、2~3年以内に利用したいと思いませんか。各サービスにつき、現在利用している場合は1に○を、2~3年以内に利用したい場合は2に○をつけてください。どちらにも当てはまらない場合は何も書かず先へお進みください。

※ 問30でお伺いするサービスは、障害福祉サービス等です。

A 主に18歳未満の方が利用するサービス

(1) 主に18歳未満の方が利用するサービス

サービス名	サービスの内容	↓ 回答はこちらに ↓	
		1 現在利用している	2 2~3年後に利用したい
① 児童発達支援	療育を必要とする障害児等が施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	1	2
② 医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や、医学的管理下での支援が必要な児童のための通所支援です。	1	2
② 放課後等デイサービス	就学している障害児に、放課後や休校日に生活能力の訓練、社会交流機会を提供します。	1	2
③ 保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児が集団生活に適應するために必要な専門的支援を提供します。	1	2
④ 障害児入所支援	福祉型障害児入所施設と医療型障害児入所施設の2種類。 入所手続きは児童相談センターが窓口です。	1	2

⑤ 日中一時支援事業（障害児等タイムケア）	障害児の放課後及び夏休み等の長期学校休業中の活動場所を提供します。	1	2
⑥ 在宅児等訪問支援	障害児等の自宅を訪問し、遊びや生活の指導、情報提供を行います。	1	2
⑦ 障害幼児一時保育	一時的に保育が必要なとき、障害幼児等の保育を行います。	1	2
⑧ 居宅訪問型児童発達支援	障害児等の居宅を訪問し、日常生活における動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	1	2

B 児童期～成人期を通じて利用できるサービス

(2) 自宅での生活を支援するサービス

サービス名	サービスの内容	↓ 回答はこちらに ↓	
		1 現在利用している	2 2～3年後に利用したい
① 居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で身体介護・家事援助や通院等介助を行います。	1	2
② 重度障害者等 包括支援	常に介護を必要として、意思疎通に著しい困難を有する最重度の障害者に、包括的なサービスを提供します。	1	2

(3) 外出を支援するサービス

サービス名	サービスの内容	↓ 回答はこちらに ↓	
		1 現在利用している	2 2～3年後に利用したい
① 行動援護	行動障害のある方に、移動介護や危険回避の援護などを行います。	1	2
② 同行援護	視覚障害者の外出に同行し、移動の援護や移動に必要な情報の提供をします。	1	2
③ 移動支援事業	社会参加のための移動に必要な支援をヘルパーが行います。	1	2
④ タクシー利用券	下肢の障害者等で、日常生活を営むのに支障がある方にタクシー券を交付します。リフト付きタクシーの予約、迎車、ストレッチャー利用券を別に交付します。	1	2

(4) 一時的な支援を行うサービス

サービス名	サービスの内容	↓ 回答はこちらに ↓	
		1 現在利用している	2 2～3年後に利用したい
① 短期入所 (ショートステイ)	介護者が介護できないとき、短期間の入所による介護を行います。	1	2
② 日中一時支援 事業 (日中ショート)	介護を行う方の都合等で一時的に見守りなどが必要な方に対し、日中、入浴や食事などの介助を行います。	1	2

(5) 補装具費・日常生活用具・住宅設備改善

サービス名	サービスの内容	↓ 回答はこちらに ↓	
		1 現在利用している	2 2~3年後に利用したい
① 補装具費の支給等	障害者の身体機能を補完するために作成された補装具の費用を支給します。	1	2
② 日常生活用具給付事業	日常生活における福祉用具の給付を行います。	1	2
③ 住宅設備改善費の給付	在宅の重度の障害者の住宅設備を事前の申請により改善します。	1	2

(6) 日常生活のサービス

サービス名	サービスの内容	↓ 回答はこちらに ↓	
		1 現在利用している	2 2~3年後に利用したい
① 相談支援事業	地域生活を支援するための様々な相談に応じます。	1	2
② 意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者等の派遣により、コミュニケーションを支援します。	1	2
③ 重症心身障害児等在宅レスパイト等サービス	医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）の自宅において、訪問看護師が、医療的ケアをともなう見守りを行います。	1	2
④ 巡回入浴サービス	在宅で寝たきりの重度心身障害者に、巡回入浴車を派遣して、入浴の機会を提供します。	1	2

(7) 医療に関する支援

サービス名	サービスの内容	↓ 回答はこちらに ↓	
		1 現在利用している	2 2~3年後に利用したい
自立支援医療	障害を軽減する医療（更生医療・育成医療・精神通院）を給付します。	1	2

C 主に18歳以上の方が利用するサービス

(8) 自宅での生活を支援するサービス

サービス名	サービスの内容	↓ 回答はこちらに ↓	
		1 現在利用している	2 2~3年後に利用したい
重度訪問介護	重度の障害者に、総合的な介護を行います。		2

(9) 日中の活動を支援するサービス

サービス名	サービスの内容	↓ 回答はこちらに ↓	
		1 現在 利用している	2 2~3年後に 利用したい
① 生活介護	常に介護を必要とする障害者に、施設などで介護や活動機会を提供します。		2
② 地域活動支援センター事業	地域活動支援センターで、日中活動の支援を行います。		2
③ 日中一時支援事業（土曜ケアサポート）	生活介護の支給を受けている方を対象に、土曜日の日中に、施設での活動の場を提供します。		2

(10) 自立や就労を支援するサービス

サービス名	サービスの内容	↓ 回答はこちらに ↓	
		1 現在 利用している	2 2~3年後に 利用したい
① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立生活のために、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。通所型と宿泊型があります。		2
② 就労移行支援	一般就労を希望する障害者に、一定期間就労のための訓練を行います。		2
③ 就労継続支援（A型・雇用型）	障害者に雇用型の就労や生産活動の機会を提供します。		2
④ 就労継続支援（B型・非雇用型）	障害者に就労や生産活動の機会を提供します。		2
⑤ 自立生活援助	定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。		2
⑥ 就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応するため、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。		2
⑦ 重度障害者等就労支援事業	重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と連動して、通勤、職場等で必要となる支援を行います。		2

(11) 住まいの場・住まいに関するサービス

サービス名	サービスの内容	↓ 回答はこちらに ↓	
		1 現在 利用している	2 2~3年後に 利用したい
① 施設入所支援	障害者支援施設に入所する障害者に、介護などの支援を提供します。		2
② 療養介護	医療を必要とする障害者に、病院などで機能訓練や看護・介護を行います。		2
③ 共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居で、日常生活の援助を行います。居室は原則個室です。		2
④ 福祉ホーム	低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。		2

問 31 お子さんのサービス利用に関して困っていることがありますか。

(○はいくつでも)

- 1 サービスに関する情報が少ない
- 2 区役所での手続きが大変
- 3 利用できる回数や日数が少ない
- 4 事業者との利用日等の調整が大変
- 5 サービスの質が良くない
- 6 利用したいサービスが、**事業所が見つからず**利用できない
- 7 障害児支援利用計画が立てられていない
- 8 利用者負担(自己負担)が大きい
- 9 その他()
- 10 特にない



問 32 を回答するにあたっての解説

障害者(児)の方が必要なサービスをより安心して利用することができるように、障害福祉サービスを利用する方は「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」を作ることとなっています。自分や家族がサービスを組み立てるセルフプランもあります。

● サービス等利用計画

障害者総合支援法が定めている障害福祉サービスを利用する際に必要な、ご本人のための計画です。

● 障害児支援利用計画

児童福祉法が定めている障害児向けサービスを利用する際に必要な、ご本人のための計画(トータルプラン)です。ご本人・ご家族の希望する生活やサービスの利用意向に基づき、区の指定を受けた障害児相談支援事業所の相談支援専門員が福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるための「障害児支援利用計画」を作成します。「障害児支援利用計画」を作成すると、相談支援専門員が、サービス提供事業所の手配や連絡調整を行ったり、定期的に自宅への訪問を行い、計画の見直しを行ったりします。

新宿区が指定した 18 歳未満の方のための相談支援事業所は、区役所の基幹相談支援センター、子ども総合センターのほか、○か所の民間の事業所があります(令和 7 年 10 月 1 日現在)。

計画作成を依頼したい場合は、福祉部障害者福祉課支援係地区担当者(電話: 03-5273-4583、ファクス: 03-3209-3441)へお問い合わせください。

● セルフプラン

相談支援専門員に依頼せずに、ご本人・ご家族や身近な支援者が計画を作成することもできます。サービス提供事業所の手配は家族が行うことになります。

問 32 障害福祉サービス・児童福祉法に基づくサービスを利用している方にお聞きします。

サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成について、現状を教えてください。(〇はひとつ)

- 1 相談支援事業所の相談支援専門員に作成を依頼している
- 2 家族や支援者とセルフプランを作成している

問 33 あなたは、サービスの利用者負担（自己負担）をどのように感じていますか。(〇はひとつ)

- 1 非常に負担を感じる
- 2 やや負担を感じる
- 3 あまり負担に感じない
- 4 利用者負担は支払っていない
- 5 サービスを利用していない

7 災害対策について

問 34 お子さんやご家族の方が、地震や風水害などの災害が発生したときに困ることや不安なことは何ですか。(〇はいくつでも)

- 1 災害の情報を知る方法がない
- 2 助けを求める方法がない
- 3 近くに助けてくれる人がいない
- 4 一人では避難できない
- 5 避難所の設備が障害に対応しているか不安
- 6 避難所で必要な支援が受けられるか不安
- 7 避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい
- 8 薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安
- 9 医療機器の電源確保が心配
- 10 避難物資や情報を得たい
- 11 その他 ()
- 12 特にない

問 35 お子さんやご家族の方は、災害に対してどのような備えをしていますか。
(○はいくつでも)

- 1 日頃から家族で災害時の対応を話し合っている
- 2 非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄をしている
- 3 疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている
- 4 近所の人や知人等に、災害が発生したときの助けをお願いしている
- 5 新宿区の「災害時要援護者名簿」に登録している
- 6 避難所の位置を知っている
- 7 避難所などで配慮してほしいことを書きとめてある
- 8 防災訓練に参加したことがある
- 9 「要配慮者災害用セルフプラン」を作成している
- 10 その他()
- 11 特にない

~~8 新型コロナウイルス感染症の影響について~~

~~問 36 新型コロナウイルス感染症により、お子さんにどのような影響がありましたか。(○はいくつでも)~~

- ~~1 人との交流や外出の機会が減った~~
- ~~2 運動不足により体力が落ちた~~
- ~~3 精神的なストレスが増した~~
- ~~4 ワクチン接種や医療面の支援など、必要な情報を得ることが難しかった~~
- ~~5 必要な医療・福祉サービスを利用しづらくなった~~
- ~~6 オンライン学習の利用が増えた~~
- ~~7 世帯の収入が減少した~~
- ~~8 利用していたサービス事業所に通えなくなった~~
- ~~9 在宅の時間が増え、家族による支援が必要になった~~
- ~~10 その他()~~
- ~~11 特にない~~

~~問37—新型コロナウイルス感染症にお子さんや家族が感染した方に伺います。どのようなことに困りましたか。~~

~~具体的な内容：~~

8 権利擁護について



問 36～38 を回答するにあたっての解説

障害者差別解消法

障害者差別解消法では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

● 「不当な差別的取扱いの禁止」とは

この法律では、国・都道府県・市町村などの行政機関や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

例：「障害を理由に施設の利用を拒否される」「車いすを理由に交通機関の乗車を拒否される」など

● 「合理的配慮の提供」とは

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、国・都道府県・市町村などの行政機関や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき(*)に、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

* 言語(手話を含む。)、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

障害者差別を受けたと感じたときのご相談は、福祉部障害者福祉課福祉推進係

(電話:03-5273-4516、ファクス:03-3209-3441)へお問い合わせください。

問 36 あなたのお子さんは最近3年間で、障害があることが原因で、差別と感
じる取扱いを受けた経験がありますか。あてはまる場面の番号に○をし、
□内に具体的な内容をご記入ください。(○はいくつでも)

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 区役所などの行政機関で | 7 福祉サービスで |
| 2 公共交通、公共施設などで | 8 住む場所や家のことで |
| 3 保育園、子ども園、幼稚園などで | 9 情報、コミュニケーションで |
| 4 学校、教育の場面で | 10 近隣、地域で |
| 5 病院・診療所などで | 11 その他() |
| 6 民間サービス(飲食店、習い事など)で | 12 特にな |

具体的な内容：

問 37 障害者差別解消法と関連して、障害などへの配慮として良いと思ったこと、
配慮があつて助かったこと、改善されたと感じたことはありますか。あて
はまる場面の番号に○をし、□内に具体的な内容をご記入ください。
(○はいくつでも)

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 区役所などの行政機関で | 7 福祉サービスで |
| 2 公共交通、公共施設などで | 8 住む場所や家のことで |
| 3 保育園、子ども園、幼稚園などで | 9 情報、コミュニケーションで |
| 4 学校、教育の場面で | 10 近隣、地域で |
| 5 病院・診療所などで | 11 その他() |
| 6 民間サービス(飲食店、習い事など)で | 12 特にな |

具体的な内容：

問 38 障害者差別の解消を推進するために、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 障害者差別に関する相談・紛争解決の体制整備
- 2 障害者差別解消に向けた取組に関わる情報の提供・発信
- 3 障害者差別解消法の趣旨を普及啓発するリーフレットの発行
- 4 障害者差別解消法の趣旨を普及啓発するイベントの開催
- 5 地域や学校等で交流の機会を増やすこと
- 6 地域や学校等でともに学び、ともに暮らすこと
- 7 学校や生涯学習での障害に関する教育や情報
- 8 障害についての講演会や疑似体験会の開催
- 9 障害者の一般就労の促進
- 10 その他 ()
- 11 特にない

問 39~40 を回答するにあたっての解説

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守る制度です。成年後見人などがこうした人の意思を尊重し、法律面や生活面でその人らしい生活を守るため、お手伝いします。

成年後見人などは以下の役割を担います。

①生活・医療・介護・福祉に関わる契約などのお手伝い

本人がその人らしい生活を送るため、本人の生活等に係る契約などのお手伝いをします。

②財産の管理

本人の資産や収支状況を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行いつつ、資産を安全に管理します。

制度について詳しく知りたい方は、新宿区成年後見センター(電話:03-5273-4522、ファクス:03-5273-3082)へお問い合わせください。

問 39 成年後見制度を知っていますか。(○はひとつ)

- 1 詳しく知っている
- 2 概要については知っている
- 3 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 4 知らない

問 40 お子さんが成人した後、成年後見制度を利用したいと思いますか。
(○はひとつ)

- 1 利用したい
- 2 利用は考えていない
- 3 わからない

9 将来について

問 41 お子さんは成人後、どのような生活を希望していますか。
(○はひとつ)

- 1 必要に応じてサービスを利用しながら地域で在宅生活を継続する
- 2 グループホーム、福祉ホームで生活する
- 3 障害者の入所施設に入所する
- 4 その他 ()
- 5 わからない

問 42 お子さんが地域で安心して暮らしていくためには、どのような施策が重要だと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 障害理解・障害者差別解消の推進
- 2 相談支援体制の充実
- 3 医療に関するサービスの充実
- 4 医療的ケアの必要な障害児に対する支援の充実
- 5 教育・療育の充実
- 6 雇用・就労支援の充実
- 7 訪問系サービスの充実
- 8 日中活動系サービスの充実
- 9 短期入所の充実
- 10 意思疎通支援の充実
- 11 福祉用具・補装具などの充実
- 12 グループホームの整備・充実
- 13 入所施設の整備・充実
- 14 障害者向けの住まいの確保、居住支援の充実（住まい探しなど）
- 15 建物・道路などのバリアフリー化
- 16 当事者同士で支援しあえる仕組みづくり
- 17 趣味やスポーツ活動の充実
- 18 経済的支援の充実
- 19 災害時支援の充実
- 20 障害児の家族を対象とした支援
- 21 障害者福祉の人材確保・人材育成の充実
- 22 親が高齢になったり、亡くなった時に本人の権利を守る仕組みづくり
- 23 その他（）
- 24 特にない

